

間野台小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

佐倉市立間野台小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切である。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になる。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。どの子にもどの学校にも起こりうるものととらえ、全教職員で対応する。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

間野台小学校は、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめ防止対策推進法（第2条）より

3 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれている。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になる。「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがある。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童生徒がやり返したりする場合もある。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くある。

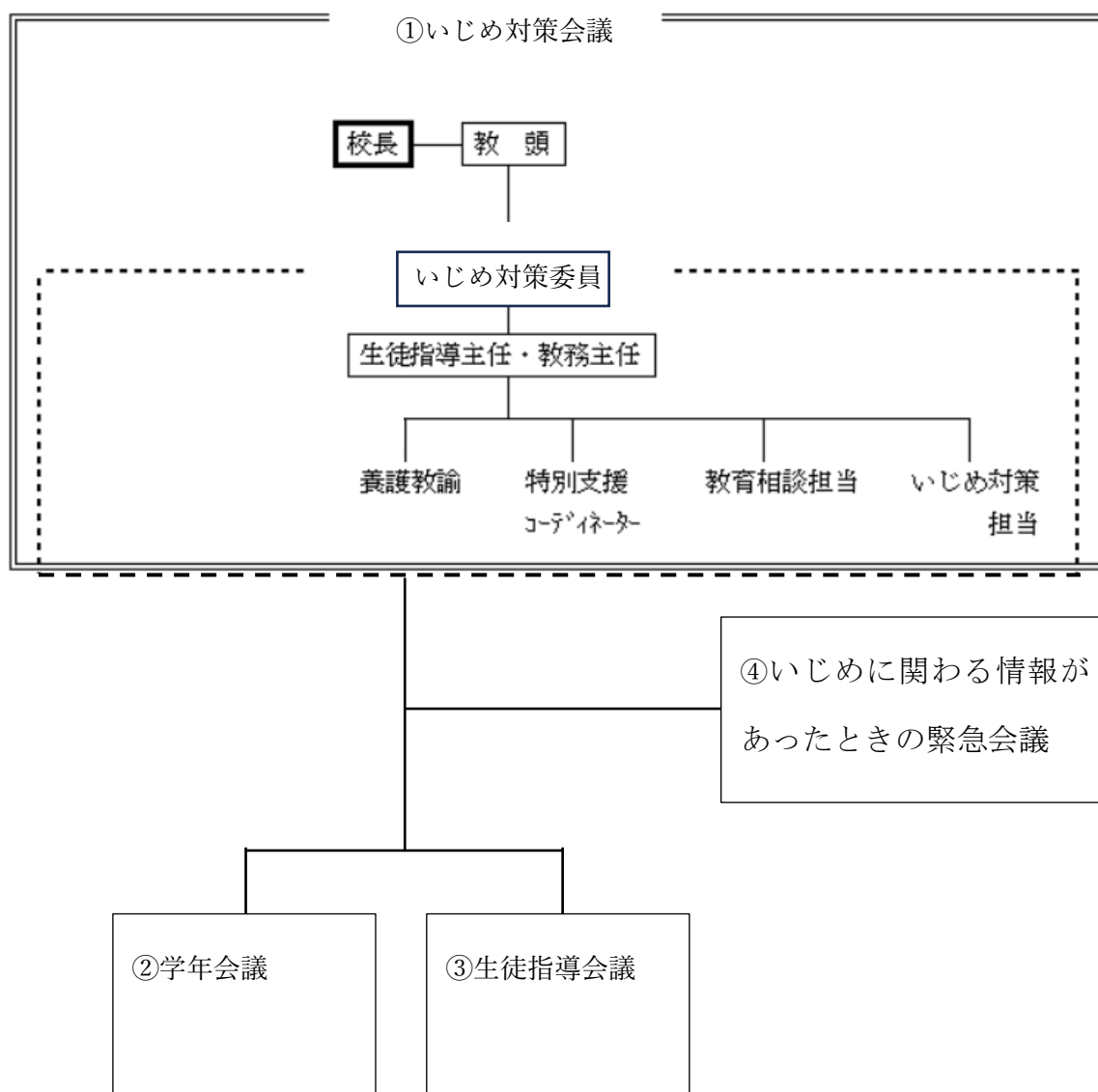
具体的には以下のようなことがあげられる。

- **無視や仲間外れのような、心理的なもの**
- **暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）**
- **悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）**
- **強要（危険なこと、恥ずかしいことなど、無理にさせられるもの。）**

- 金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。）

本校では、上記の内容が周りの友だち・本人・保護者・教師・アンケート等より発見や疑わしいときは、いじめと認識する。その際は、早期に対応にあたることとする。

4 学校いじめ対策の組織



① いじめ対策会議

<メンバー> 校長、教頭、生徒指導主任、いじめ対策主任、教育相談担当、教務、養護教諭、特別支援コーディネーター

- 学校いじめ防止基本方針の策定の中心組織
- 具体的な年間計画等の作成、見直し
- 学校のいじめ防止等の取組が計画的に進んでいるかのチェック

②学年会議

<メンバー> 学年職員、専科指導担当等

- 毎週1回開催する。
- いじめの疑いやその他問題行動等に関する情報の共有と記録
- 具体的な指導の検討
- 月の重点事項の振り返り

③生徒指導会議（金曜日の放課後）

<メンバー> 全職員

- 週1回全職員での共通理解をする。（いじめの疑いや起きた際には、早急に連絡・相談・報告・確認の徹底をする）
- 各学年で、その月にあったいじめの件数とその内容を記録し、報告する。

④いじめに関わる情報があったときの緊急会議

<メンバー> 校長、教頭、教務主任、関係学年主任、担任、生徒指導主任、いじめ対策主任、養護教諭等

- 重大ないじめ事案があった場合、即時に招集する。
- 情報の収集と記録
- 具体的な対応策と情報の共有

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、教育委員会、学童保育所職員、教育支援センター、民生委員、その他関係機関やキーパーソン等の協力を仰ぐ。

5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援である。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、自己を認めてもらえていると感じる（自己有用感）教育活動を実践する。また、児童生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行う。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童生徒を傷つける発言がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていく。

(1) 授業について

- ◎ それぞれの授業において、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指す。
 - ①児童に自己決定の場を与えること
 - ②児童に自己存在感を与えること
 - ③共感的人間関係を育成すること
 - ④学習ルール・規範（姿勢・話し方・聞き方・言葉遣い）の徹底をすること

(2) 道徳教育の充実

- いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- 思いやりや生命、人権を大切にす指導の充実に努める。

<1年生> 友だちと仲良くし、助け合う心をもって接する態度を育てる。

- 誰とでも仲良く→『いっしょにあそぼう』

- 世界の人たちに親しむ→『せかいのしぐさ』

<2年生>

友だちとはいつも仲良く、明るく生活しようとする気持ちを高める。

- 友だちとなかよく→『みほちゃんと、となりのせきのますだくん』
人には皆、長所があることを知り、自他を肯定して生活する心情を養う。
- わたしのよさ→『とおるさんのゆめ』

<3年生>

人には得意なことや苦手なことがあることを知り、わかり合おうとする態度を育てる。

- 友だちのよさ→『仲間だから』
なかま外れがどうして起きるのか、どうしたらみんながなかよくいられるのかを考える。
- 分け隔てなく→『悪いのはわたしじゃない』

<4年生>

互いに意見を認め合い、理解し合い、助け合おうとする心情を養う。

- 友達だからこそ→『絵はがきと切手』
相手のことを思いやり、相手のために努力する心情と態度を育てる。
- 友達を大切に→『泣いた赤おに』

<5年生>

誰に対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にしようとする心情を養う。

- みんなで力を合わせて→『言葉のおくりもの』
相手の気持ちを考えて行動することで、よりよい人間関係をつくろうとする心情を養う。
- 本当の「友情」とは→『ロレンゾの友達』

<6年生>

よりよい人間関係を築こうとする実践意欲を育てる。

- 友情を深める→『友達だからこそ』
差別したり偏見をもったりせず人間関係を築こうとする判断力を育てる。
- 正義の実現のために→『ひきょうだよ』

(3) 体験学習の充実

- 達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施する。

(4) 相談体制の整備

- 通年のアンケートにより、児童の悩みや変化に、早く気付く体制を整える。
 - ・学校生活アンケート（5月・7月・9月・11月）
 - ・教育相談アンケート（6月・9月・1月）
 - ・生活アンケート（4月・10月・12月・2月・3月）
- 年3回（6月・9月・1月）全員との教育相談を行う。
 - ※ 1週間の教育相談期間と教育相談タイムを設定し、全員と実施する。
- アンケートを毎月（8月を除く）実施し、その結果をもとに希望や必要性のある

児童の教育相談を行う。

- 児童生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整える。

(5) 共通理解の充実

- 毎週行う生徒指導会議で、全職員で事例報告と共通理解を徹底する。

(6) 児童会を中心とした取組

- 委員会活動により、異学年や異学級児童の交流を通して思いやりの心や協調性を育て、リーダーを中心とした活動の充実など、学校をよりよくするための活動に取り組む。
- 縦割り活動（なかよし間野台）の実施
- 各種集会や壮行会の企画・運営の話し合い

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたる。
- 保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたる。
- 情報モラル教育を行う。
- 特別活動での情報教育を行う。

(8) 配慮を要する児童への取り組み

- 学校として特に配慮が必要な児童について、個々の特性を理解し、情報を共有して学校全体で指導にあたる。また、保護者との連携や、周囲の児童に対する必要な指導を学校全体で組織的に行う。

(9) 保護者・地域との連携及び周知

- いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行う。
- 相談窓口の存在・役割について、周知・広報に努める。
- 学校だよりや学年だより、ホームページなどを通しての啓発活動を行う。

6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要である。全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながる。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいの中で行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くある。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

そして、いじめがあることが確認された場合、組織的に対応していく。

(1) 事実の確認

- ◎ いじめの情報に敏感に対応する。
 - ・日頃から、児童の行動を注意深く見守る。
 - ・ノートや日記などから気になることを発見する。
 - ・児童や保護者、地域からの情報を大切にする。
 - ・他の教職員からの情報を共有し合う。
- ◎ 事実の確認を正確に行う。

- ◎ 生徒指導主任に報告をする。
- ◎ 管理職に報告をする。
 - ・ いじめの情報を確認したら、学級・学年主任や生徒指導主任を中心に、複数の職員で組織的に対応する。
 - ・ 当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握する。
 - ・ 具体的な情報を、詳しく整理して記録する（時系列、児童別等）。
 - ・ 確認したことをもとに、可能な限り事実関係を明らかにする。
- ◎ 指導方針を決定する。
 - ・ いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策会議等で指導方針を迅速に検討する。
 - ・ 教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたる。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

- ◎ 事実関係を確実に伝える。
 - ・ 事実確認で把握した状況を、ていねいに説明する。
 - ・ 学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼する。
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー、教育委員会や教育センターなどと連絡・連携を図り、専門性を活かした指導にあたる。
 - ・ 「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去する。
 - ・ 複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う。
 - ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・ いつでも相談できる体制をつくる。

(3) いじめを行った児童への指導

- ◎ 行った行為については、毅然とした指導を行う。
 - ・ 行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
 - ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ◎ いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。
 - ・ 被害児童の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
 - ・ いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

(4) いじめを行った保護者への助言

- ◎ 問題解決に向け、学校と保護者が協力・連携する。
 - ・ 事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

- ◎ 児童のよい面を伸ばし、自己有用感がもてるようにする方向性を共有する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ 自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行う。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

- ◎ 表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続する。
- ・ 保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援する。
- ・ 被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続する。

(6) いじめの解消

- ◎ 被害児童本人及びその保護者に対し、以下の2点を面談等により確認し、3カ月を目安に解消とする。
- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

7 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」「児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることを指す。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・ 調査は「いじめに関わる情報があつたときの緊急会議」のメンバーで行う。
- ・ 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたどのような態様であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。（客観的な事実関係を速やかに調査する。）

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・ 調査の結果については、丁寧に説明する。
- ・ 事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行わない。

8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・授業参観、学級懇談会 ・1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童） ・授業参観を通し、保護者との連携による児童理解と教育方針の共通理解 ・児童の家庭環境や地域の実態を把握する ・異学年同士の交流を深める
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会を通してリーダー性を高めたり、異学年同士の交流を深めたりする ・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・いじめゼロ宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケートの実施と教育相談（全員と面談） ・各学級でいじめを無くすスローガンづくり、いじめの防止の意識を高める
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談において、保護者との連携による児童理解と教育方針の共通理解 ・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市いじめ防止こどもサミット参加（6年生代表児童） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケートの実施と教育相談（全員と面談）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市いじめ防止こどもサミット参加児童発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表児童の発表を聞き、いじめ防止の意識を高める。 ・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽発表会の練習において、同学年での協力や異学級、異学年児童の頑張りを認め合う ・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・個人面談（希望制） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会を通し、人権尊重の意識と共感的人間関係の基盤を育む ・個人面談において、保護者との連携による児童理解と教育方針の共通理解 ・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケートの実施と教育相談（全員と面談）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、学級懇談会 ・6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会を通し、保護者との連携による児童理解 ・集会活動を通し、思いやりや感謝の心を高める

		・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童）
3月	・卒業式 ・修了式	・定期的なアンケートの実施と教育相談（一部児童） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

※ 縦割り活動（なかよし間野台）は4～2月において年15回実施。

9 その他

- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととする。